

第5章 消費・安全局

第1節 新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化

1 「リスク管理部門」の分離・新設によるリスク管理体制の強化

「BSE 問題に関する調査検討委員会」（厚生労働大臣及び農林水産大臣の私的諮問機関）の報告書の提言を受け、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」が開催され、平成14年6月11日に「今後の食品安全行政のあり方について」が取りまとめられた。

この取りまとめに基づき、国民の健康の保護を最優先とするなどの基本理念、関係者の責務・役割、施策の策定にかかる基本的な方針、食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法案が15年2月に国会に提出され、同年5月に成立・公布、7月1日に施行された。

また、同日、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価等を実施する機関として、内閣府に食品安全委員会を設置した。

農林水産省においては、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直し、農林水産物の生産過程における食品の安全性を確保するため、肥料取締法等の食品安全性関連法を改正するとともに、本省団体における「消費・安全局」の設置や地方段階における「地方農政事務所」の設置等により、本省・地方を通じたリスク管理体制を整備した。

さらに、農林水産省は、新しい食品安全行政に農林水産省が的確に対応していくための指針として、15年6月に決定・公表した「食の安全・安心のための政策大綱」に沿って、消費者に「安心」、「信頼」を実感してもらえるよう、食の安全・安心を確保するための施策を展開した。

2 関係行政機関との密接な連携による食品安全行政の一体的な推進

食品安全基本法に基づき閣議決定した「食品安全基

本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、関係行政機関の相互の密接な連携のために必要な措置等について規定した。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省及び環境省との間で、リスク評価を行う際の連携、リスク管理措置を講ずる際の連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有等、連携及び政策調整の具体的な手法について取極めを締結し、公表した。

3 リスクコミュニケーションの推進

(1) リスクコミュニケーション

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 「食品に関するリスクコミュニケーション」

食品安全委員会、厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者間で意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んだ。

開催実績（9テーマ10回）

- ・「残留農薬について」（2回）
- ・「家畜に使用される抗菌性物質のリスク管理について」
- ・「汚染物質のリスク管理に関する国際的な考え方について」
- ・「わかりやすい食品表示のあり方について」
- ・「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別について」
- ・「カドミウムの国際基準値案と我が国の現状について」
- ・「安全な農産物を生産するための適正農業規範（GAP）の取り組み」
- ・「①ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性について
②ワクチンの使用方針について」
- ・「食品のトレーサビリティ」

イ 地方での意見交換会の開催

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の三府省主催で、全国各地域での意見交換会を22回実施し

た。

ウ 農林水産大臣と消費者など関係者との懇談会・意見交換会

(ア) 「消費者等との定例懇談会」

消費者の視点に立った農林水産行政の展開のため、消費者団体との懇談会を2回実施した。

(イ) 「関係団体等と大臣との意見交換会」

新しい食品安全行政組織の発足に当たり、7月には生産から消費に至るフードシステム全般にわたる関係団体などの代表者を参集し、意見交換を行った。

エ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局における取り組み

シンポジウムや意見交換会などを主催するとともに、パネラーや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会などの主催

全国計 1,222回

(イ) パネラーや講師の派遣

全国計 3,539回

オ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全・安心に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上に「食の安全・安心のための取組」を開設し、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省の食の安全・安心に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食の安全・安心トピックス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を、2月20日より開始した。

(2) 消費者相談等の対応体制の整備等

ア 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び（独）農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方農政局の「消費者の部屋」を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムの活用により効率的な相談対応（全国で15,240件）を行った。

また、消費生活センターの職員等を対象に消費者苦情相談を処理するために必要な知識及び技術に関する研修を実施するとともに、食料品の商品テスト技術に関する情報交換等を目的としてブロック単位で連絡会議を開催した。

イ 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の

部屋」に設置されている子ども相談電話における対応（995件）を行うとともに、子どもたちの「消費者の部屋」への訪問（89校、1,029名）を積極的に受け入れた。

ウ 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び（独）農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

4 危機管理体制の整備

(1) 食品安全危機管理対応チームの設置

食品安全基本法第14条は、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。」としている。これを受け、農林水産省では15年7月、省における食品安全に係る緊急事態への対処の事務を総括する「食品安全危機管理官」を設置した。また、同年9月には、消費・安全局内に「食品安全危機管理対応チーム」を設置し、①食品の安全に関し、緊急事態（濃密かつ集中的なリスク管理・リスクコミュニケーションが必要となる事態）が発生した場合に、危機管理センターとしての機能を担うこと。また、そのような事態に備えて、危機管理マニュアルの策定等を行うこと。②各種ハザード対策をはじめとするリスク管理及びリスクコミュニケーションについて、科学的知見をベースとしつつ、的確に実施していくために、消費・安全局各課の連絡調整等を行うことなどを行うこととした。

(2) 食品安全緊急時対応基本指針について

平成16年2月、食品安全に係る緊急事態等に対する農林水産省の対応に共通する事項を定めるものとして、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針を作成・公表した。本基本指針では、緊急事態等として想定される事案として、

- ① 被害が大規模又は広域である事案
- ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案
- ③ ①、②に該当しないが、社会的反響等を考慮し、緊急の対応が必要と考えられる事案

を挙げるとともに、

緊急事態への即応体制の基本的考え方路して、

- ア 平時からの情報収集・分析を通じて、国民の健康に対する悪影響を未然に防止することを目的とすること、
 - イ 緊急時には関係行政機関と連携して、問題食品の回収・発生原因の除去に迅速に取り組むこと、
 - ウ 問題食品の発生・原因・経路の究明、科学的知見の集積等の進展に応じて、措置を必要かつ十分なものに縮小していくこと、
 - エ 国民への情報提供を迅速かつ正確に、また分かりやすく行うこと、
 - オ これらの措置の適切な実施により、消費行動の混乱を防止し、生産に係る経済的な影響を極力小さくするとともに、対策コストが過大とならないように努めること、
- を示した。

第2節 産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

1 人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化

(1) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

平成13年9月に我が国で初めて BSE 感染牛が確認されて以降、15年度末までに11例の BSE の発生が報告されている。また、BSE 対策として、と畜場での BSE 全頭検査及び特定部位(SRM)の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛の BSE 検査や牛の肉骨粉に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための管理のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度等各般の対策が実施されている。

- (ア) 15年度には、と畜検査において10月7日(8例目)、11月4日(9例目)及び2月22日(10例目)、死亡牛検査において3月9日(11例目)、計4頭の BSE 感染牛が確認された。なお、8例目は23か月齢、9例目は21か月齢という若齢牛での発生であり、8例目については非定型的な BSE と診断された。
- (イ) 平成15年9月30日、BSE の感染源及び感染経路の調査について、専門家からなる BSE 疫学検討チームによる疫学的分析結果報告が取りまとめられた。この報告書において、1980年代に英国から輸入された牛のと畜後の残さを原料とした肉骨粉

及び1990年以前に輸入されたイタリア産肉骨粉が飼料原料としてリサイクルされて感染源となった可能性、これらの感染源の感染経路として製造・配送段階において牛用配合飼料に交差汚染した可能性が考察された。

- (ウ) BSE 対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づき、平成15年4月1日より、24か月齢以上の死亡牛について BSE 検査を開始した。15年度は48,411頭の牛について BSE 検査が実施され、3月9日に北海道において、死亡牛検査では初めての BSE 感染牛が1頭確認された。

イ 米国における BSE の発生への対応

12月24日、米国における BSE の発生を受け、牛肉等の輸入停止措置を講じた。米国産牛肉等の輸入再開については、消費者の食の安全・安心の確保を大前提とし、我が国と同等の措置が必要との基本認識の下、協議を重ねている。

- (ア) 12月24日、米国における BSE 発生を受け、同国からの生きた牛や牛肉等の輸入を直ちに停止した。
- (イ) 農林水産大臣と米国農務長官との電話会談や通商代表との会談が行われるとともに米国における BSE 対策などに関する局長級会合を開催した。
- (ウ) 4月24日の第3回日米会合において、専門家・実務担当者レベルによるワーキンググループを設置し、専門的技術的事項の協議を進めること等について合意した。

(2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

ア 我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応

平成16年1月12日、山口県において、国内では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。その後、2例目(2月17日、大分県)、3例目(2月28日、京都府)及び4例目(3月5日、京都府)が確認された。

- (ア) 防疫対応としては、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づき、発生農場における飼養鶏の殺処分、鶏舎等の消毒、周辺農場における鶏卵の出荷、生きた鶏等の移動の制限、原因究明のための疫学調査の実施等、必要な防疫措置を実施した。移動制限措置については、清浄性確認検査(ウイルスの有無の検査等)を行った後に解除した(3例目及び4例目解除日：平成16年4月13日)。

- (イ) 家畜伝染病予防法に基づき、鶏等の飼養羽数1,000羽以上の農場の飼養者に対して、1週間に1

回死亡羽数等の状況を、また、本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告するよう求め、その結果について、毎週公表した。

- (ウ) 鳥インフルエンザに関する関係閣僚会合において、①まん延防止の徹底、②国民の食に対する不安を払拭するための措置、③人への感染防止と国民の健康確保のための措置、④早期通報促進と被害拡大防止のための法制度の整備、⑤養鶏事業者・関連事業者対策、⑥地方自治体に対する対応を内容とする鳥インフルエンザ緊急総合対策を3月16日に決定した。

イ 海外における鳥インフルエンザの発生への対応

12月からアジア各国や米国、カナダなどでの高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、これらの国からの生きた家きんや家きん肉等の輸入停止措置を講じた。

- (ア) 高病原性鳥インフルエンザの発生を確認した場合は、家きん肉等の輸入を直ちに停止。(香港、マカオ、イタリア、韓国、ベトナム、台湾、タイ、インドネシア、カンボジア、ラオス、パキスタン、中国、米国、オランダ、カナダ、の15か国において輸入停止措置を講じている。3月31日現在)
- (イ) タイ・中国からは指定した加熱処理施設において加熱処理された鶏肉などについて、輸入を再開した。(タイ：3月8日、中国：4月7日)

2 コイヘルペスウイルス (KHV) 病への対応

- (1) 15年10月中旬頃から、茨城県の霞ヶ浦において、コイの大量死が見られたため、茨城県内水面試験場において、原因について調査していたところ、10月31日、(独)水産総合研究センター養殖研究所に依頼した検査により、KHVの陽性反応がみられた。
- (2) 11月1日に農林水産省と茨城県が行った現地調査により、KHV病の可能性が高いと判断されるに至ったため、11月2日、その旨の発表を行うとともに、全国の都道府県に対し、KHV病の早期発見と必要なまん延防止措置をとるよう要請した。
- (3) 各都道府県において、コイ養殖場の調査、市民への呼びかけ等を行った結果、16年3月31日までに、23都府県で罹患魚が発見され、焼却処分等所要のまん延防止措置がとられた。
- (4) また、今後のまん延防止措置等について検討するため専門家によるコイヘルペスウイルス病に関する技術検討会を15年11月6日に設置し、16年3月31日までに4回開催した。各都道府県においては、検討

会の助言を踏まえ、可能な限り綿密な監視を行い、感染コイの早期発見とまん延防止措置の確実な実施に努めた。

- (5) さらに、各都道府県によるKHV病の調査や持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく感染コイの処分命令が的確に行われるよう都道府県に対する従来の助成措置を大幅に拡充する措置を講じた。(コイヘルペスウイルス病まん延防止事業1,764百万円(平成15年度補正予算ほか))
- (6) また、(独)水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進した。

3 産地におけるリスク管理の推進

(1) 農産物の安全管理

国産野菜の安全に関する消費者ニーズに応えるため、生産段階から生鮮野菜の病原微生物汚染等を予防するための衛生管理技術の普及を推進し、安全・安心な国産野菜の供給体制の強化を図った。

ア 野菜高度衛生管理技術普及導入事業

生鮮野菜の病原微生物汚染を防ぐための対策として、生産段階において「生鮮野菜衛生管理ガイド」に基づく高度な衛生管理技術の普及を図るとともに、必要な施設整備について支援した。

(予算額 100,652千円)

イ 低硝酸塩野菜生産推進事業

生産出荷段階において野菜中の硝酸塩濃度の分析を行うための機器の導入等により、野菜中の硝酸塩含有量の低減に向けた取組を支援した。

(予算額 17,390千円)

ウ 野菜衛生管理技術講習会

野菜生産衛生管理技術の普及・啓発を推進するため、営農技術指導者や関係事業者等を対象とする野菜衛生管理技術講習会の開催やテキストの整備等に補助を行った。

全国レベルの講習会は2回、各2日間の日程で開催し、それぞれ延べ300名が受講した。

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制

ア カルタヘナ法の制定

生物の多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物の輸出入等の国際的枠組みを定める「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が平成12年1月に採択された。

この議定書の我が国における的確かつ円滑な実施を確保するため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規

制による生物の多様性の確保に関する法律(略称「カルタヘナ法」)」が平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行された。

カルタヘナ法施行以前は、遺伝子組換え生物等の農林水産分野の使用については「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」により環境への安全性を確認していたが、カルタヘナ法施行に伴い、本法に基づき遺伝子組換え生物等の使用等が規制されることとなった。

イ カルタヘナ法による遺伝子組換え生物等の管理

ア) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のほ場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等(第一種使用等)」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響(野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等)を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣(農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣)に提出し、承認を受けることが義務付けられた。

平成15年度においては、遺伝子組換え農作物14件について学識経験者からの意見聴取を行い、うち3件についてパブリックコメント手続きを行った。

イ) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等(第二種使用等)」をする者は、その拡散防止措置(設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置)について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣(農林水産分野は農林水産大臣)の確認を受けること」が義務付けられた。

ウ 飼料安全法による飼料としての安全性確認

平成15年4月1日から組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき法的に義務化されたことに伴い、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づき、現在までに38品種の組換えDNA技術応用飼料(なたね15品種、とうもろこし11品種、大豆4品種、わた6品種、てんさい2品種)及び4品目の組換えDNA技術応用飼料添加物について、農林水産大臣が安全性確認を行った。

4 生産資材の適切な管理・使用の推進

(1) 肥料

ア 普通肥料の公定規格等の改正等

平成15年度において、普通肥料の公定規格を3種類新規設定し、7種類一部改正を行った。

イ 肥料の登録

平成15年における肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,816件、有効期間更新数は4,652件、平成15年末の有効登録数は18,959件であった。

ウ 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成15年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は4,906件、平成15年末の有効届出数は50,207件であった。

エ 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成15年度における国の立入検査成績は、分析検査標品1,130点中、正常でないものは67点であった。

オ 調査試験等

独立行政法人肥飼料検査所において、肥料取締法第9条に基づく仮登録肥料の肥効試験、公定規格の設定等に関する調査、重金属の迅速分析法の検討等を行った。

カ BSEの発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷が解除され、現在、豚、鶏等のみに由来する肉骨粉等、及び蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、蒸製皮革粉等が肥料原料として利用されている。また、牛のせき柱について、特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であるとする食品健康影響評価の結果が食品安全委員会から示されたことを受けて、肥料については、せき柱を含む肥料が生産されることのないよう、平成16年5月1日、肥料取締法に基づく公定規格等の変更を行うこととした。

キ 肥料の需給・価格等

(ア) 化学肥料の需給概要

15肥料年度(平成15年7月～16年6月)の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で132万トン

となり、前年度を3%上回った。

表1 化学肥料の需給量（15肥料年度）

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	432(442)	360(364)	0(0)	792(806)
輸入	238(216)	103(122)	369(326)	710(664)
内需	482(463)	473(482)	369(340)	1,324(1,286)
輸出	199(201)	2(2)	2(2)	203(205)

（単位：成分千t、（ ）内は14肥料年度の数字）

(イ) 15肥料年度価格

15肥料年度の元売り段階の価格は、国内での価格形成に大きな影響を持つ海外の肥料原料市況が高値基調にあったものの、我が国の厳しい農業情勢等を踏まえ、主要品目については、値下げないし据置となった。

表2 主要肥料の供給価格変動率の推移

（全農供給価格：高度化成肥料（15-15-15）対前年増減率）

12肥料年度	13肥料年度	14肥料年度	15肥料年度
▲0.84	1.63	▲0.38	▲1.53

（単位：%）

ク 肥料対策関連事業

機能性肥料高度活用推進事業

施肥による環境負荷の軽減等を図るため、高度な肥効調節型機能を有する肥料と、施肥効率を高めた施肥技術の組合せによる、肥料利用効率の大幅な向上が期待される化学肥料施用技術の確立・普及を図ることとし、都道府県段階における機能性肥料高度活用推進計画の策定、モデル実証等を推進した。

（予算額 572万円）

(2) 農 薬

ア 農薬の登録状況

15農薬年度において新たに登録された農薬は201件で、9月末における有効登録件数は4,992件となり、前年同期に比較して137件の減少となった。

15農薬年度に登録された新規化合物は19種類であった。

イ 農薬取締り状況

15年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し89件の立入検査等を行い、無登録農薬の販売や使用を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、66件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

ウ 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録にあた

り、環境省、厚生労働省と連携を図りながら農薬検査所において農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

なお、提出を求める試験成績の内容、作成指針等についてはOECDが定めるテストガイドラインや国内における医薬等の安全性評価に係る動向を踏まえ、平成12年11月に充実を行い、平成14年12月にも試験方法の変更等更なる充実を図った。また、分析技術の高度化や最新の知見等に的確に対応していくため、農薬の慢性毒性や内分泌かく乱作用のメカニズムの解析技術等に関する調査研究を推進した。

農産物の安全性の確保や生活環境の保全のため、農産物及び土壌における農薬残留の実態調査を実施するとともに、これを踏まえた農薬の安全使用を推進した。

また、農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、環境への負荷低減対策を一層強化するため、農薬関連の廃棄物を安全に再利用又は処理するため、再利用の容易な農薬容器の開発、使用残農薬及び種子消毒時に生じる農薬廃液の適切な処理技術等の開発を推進するとともに、農薬の使用に伴うこれら農薬の環境への流出状況の調査、水質のモニタリング及び流出メカニズムの解析等も合わせて実施した。

エ 農薬取締法の改正

農薬取締法は、平成15年の第156回国会（通常国会）において再度一部改正を行い、①販売禁止農薬、無登録農薬を販売した者に対する回収その他の措置命令、②農薬の登録、使用基準の策定と残留農薬基準との整合性を図るために必要な規定を内容とする農薬取締法の改正が、「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律案」の一部として平成15年2月7日に閣議決定され、6月4日に国会を通過し、6月11日に公布された。

また、今回の法改正に係る審議において、衆議院で、農薬に該当しない除草剤の表示について、購入者が農薬と誤って購入しないよう規制する措置が盛り込まれた。具体的には、農薬でない除草剤を販売する者は、その容器又は包装に農薬として農作物等に使用できない旨の表示を義務付けるとともに、小

売店においても店頭での同様の表示を義務付けることとなった。この農薬に該当しない除草剤については、16年6月11日からの施行となっている。

オ 農薬の生産出荷

15農薬年度（平成14年10月～平成15年9月）の農薬の生産額は、3,930億円（前年比0.5%減）出荷額は3,550億円（同1.8%減）となっており、生産額及び出荷額ともに減少した。

カ 農薬の輸出入

15農薬年度の農薬の輸出額は前年比11.7%増の895億円であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が15.8%を占めて最も多く、次いでフランス13.4%、大韓民国9.2%となった。

一方、輸入額は前年比1.8%減の539億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが28.6%を占めて最も多く、次いでシンガポール19.9%、フランス10.8%となった。

(3) 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

15年度は食品の安全性確保の強化及び公益法人に対する行政の関与の適正化の観点から、平成15年7月1日付けで飼料安全法の一部が改正され、

ア 抗菌性物質製剤などの特定飼料等について、適正な品質管理等を行う製造業者の登録制度を導入

イ 飼料等の安全性確保のため、

(ア) 有害な物質を含む飼料等について、販売の禁止に加え、製造、輸入又は使用の禁止を追加

(イ) 有害な物質が含まれるおそれのある飼料等を指定し、それらを輸入する場合の届出制度を導入

ウ 飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、

(ア) 特定飼料等の検定機関を独立行政法人肥飼料検査所に限定

(イ) 規格設定飼料の公定規格による検定機関を指定制から登録制に改めるとともに、規格設定飼料の製造業者の登録制度を導入

エ 厚生労働大臣との連携を強化するため、飼料等の基準・規格の設定等について厚生労働大臣に意見を聴かなければならないこと

とされた。

また、BSEのまん延防止の観点から、同日付けで、めん羊、山羊及びしかが飼料安全法の対象家畜に追加された。

a 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）（以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

15年度は、①飼料添加物1品目の対象家畜に係る基準改正、②飼料の使用に係る帳簿の記載及び保存の努力義務化、③めん羊、山羊及びしか用飼料に関する基準・規格の設定、④魚介類由来たん白質の製造工程に係る農林水産大臣による確認制度の導入及び動物性油脂が牛のせき柱及びと畜検査を受けていない牛が混入しない工程で製造されたことに係る農林水産大臣による確認制度の導入（平成16年5月1日施行）に係る諸改正が行われた。また、同法に基づき特定飼料等（抗生物質）の検定を（独）肥飼料検査所で行った（15年度検定523件合格）。

b 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

公定規格の検定機関については、指定制から登録制に改めたことに伴い、15年度は6法人（12施設）が登録された。

また、飼料の公定規格による15年度の検定は4県及び3指定検定機関において、配合飼料34銘柄、フィッシュソリュブル吸着飼料1銘柄及び魚粉6銘柄に関して実施された。

c 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、独立行政法人肥飼料検査所及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。

15年度における立入検査の状況は、表3のとおりである。

表3 15年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	680	1,349	2,029
収去件数	1,206	1,534	2,740
飼料	1,155	1,532	2,687
飼料添加物	51	2	53
収去品の試験結果			
正常件数	1,198	1,520	2,718
飼料	1,148	1,518	2,666
飼料添加物	50	2	52
違反件数	8	14	22
飼料	7	14	21
飼料添加物	1	0	1

(4) 動物薬事

ア 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び承認状況（平成15年1月1日から12月31日）

(ア) 薬事法（昭和35年法律第145号）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品10件、医薬部外品8件及び医療用具25件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品9件、医薬部外品2件及び医療用具32件であった。

(イ) 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品65品目、医薬部外品21品目及び医療用具12品目であり、また、輸入については医薬品35品目、医薬部外品2品目及び医療用具16品目であった。

イ 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成15年度に見直しの対象となる126成分について、平成14年12月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

ウ 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の4第1項に基づき、使用規制の対

象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、食品衛生法に基づく動物医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行ってきている。

エ 国家検定等の検査

・国家検定

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成15年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数818件）	
合格	815件
不合格	3件
検定中止	0件

・収去検査

薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成15年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数
一般薬	81件	17件
抗生物質製剤	12件	0件
生物学的製剤	4件	0件
（体外診断薬）		

・依頼検査

動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成15年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数	350件
不合格件数	0件
動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	7件
不合格件数	0件
中止件数	1件

オ 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。15年度は15年11月17日に開催し、薬事法の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

5 食品の安全を確保するための調査・監視の強化

カドミウム、ダイオキシン類のような汚染物質は、生産者が意図しないにもかかわらず多種類の食品に混入し、それら食品を通じて、一定量以上を長期間摂取し続けると人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある危

害要因である。したがって、これらの危害要因について、各種の農畜水産物・食品中の含有量の実態調査を行い、その結果に基づいてリスク管理を実施していくことが不可欠である。

このため、平成15年9月、カドミウム、水銀、ダイオキシン、かび毒、アクリルアミドについてそれぞれ「有害汚染物質の対策検討チーム」を設置し、農林水産省内の横断的な対策を検討するための体制を強化した。さらに、平成15年12月、有毒汚染物質ごとのハザードチームは、食品安全委員会、厚生労働省等と連携しリスク管理を進め、農林水産省として行う有害汚染物質ごとの行動計画を作成・公表した。

ア カドミウム

省内関係部局が連携を図り、総合的なリスク管理を効率的に実施するため、食品のカドミウム対策検討チームを設置し、コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）における国際的な基準値検討への対応を行ったほか、国内においては、産地段階の米のモニタリング調査、カドミウムを0.4ppm以上1.0ppm未満含有する米の流通防止、農用地土壤汚染対策、カドミウム吸収抑制技術等の確立・普及及び新たな吸収抑制技術等の開発といったリスク管理措置を実施した。

イ 水銀

省内関係部局が連携を図り、総合的なリスク管理を効率的に実施するため、食品の水銀対策検討チームを設置し、国際専門家会議（JECFA）の評価において、胎児の神経発達への影響の観点から、従前に設定されたメチル水銀のPTWI（暫定週間耐容摂取量） $3.3\mu\text{g}/\text{kg}$ が $1.6\mu\text{g}/\text{kg}$ に引き下げられたことについて、リスク管理の検討を行ったほか、水銀の暫定の規制値の適用除外となっているマグロ類等を対象に水銀濃度についての調査を実施し、マグロ類を対象とした平成14年度の調査結果を公表した。

ウ ダイオキシン類

省内関係部局が連携を図り、総合的なリスク管理を効率的に実施するため、食品のダイオキシン類対策検討チームを設置し、コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）における国際的なリスク管理検討への対応を行ったほか、国内においては、平成14年度農畜水産物に係るダイオキシン類の実態調査の結果を公表するとともに、魚介類については、「魚介類のダイオキシン類の解説（改訂版）」を公表した。

エ かび毒

省内関係部局が連携を図り、総合的なリスク管理

を効率的に実施するため、麦類のかび毒対策検討チームを設置し、国内産麦類のかび毒実態調査、輸入小麦のかび毒検査の実施及び汚染小麦の輸入防止、生産者団体等による自主検査に基づく汚染小麦の市場流通防止の指導、流通段階におけるDON簡易分析法による自主的な検査の普及、赤かび病の適時的確な防除の推進、赤かび病抵抗性品種の開発・普及等のリスク管理措置を実施した。

オ アクリルアミド

省内関係部局が連携を図り、総合的なリスク管理を効率的に実施するため、食品のアクリルアミド対策検討チームを設置し、コーデックス食品添加物汚染物質部会（CCFAC）における国際的なリスク管理に関する検討案の作成に際し、コメントを提出するなど積極的に対応するとともに、アクリルアミドの生成に関する基礎的研究、加工食品中に含まれるアクリルアミドの含有実態調査手法の検討等を行った。

6 家畜衛生対策

(1) 家畜防疫

ア 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

(ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、平成13年9月に我が国で初めて確認されて以来、平成16年3月までに合計11頭の発生があった。なお、平成16年3月の発生は、24ヶ月齢以上で実施している死亡牛検査で確認された初めての事例であった。

ヨーネ病の平成15年の発生については、北海道では発生農場の同居牛検査及びハイリスク牛の自主とう汰が進展したことから減少傾向となったが、都府県では発生が増加しており、全体の発生頭数は増加に転じている。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病とも、ここ数年散発的な発生となっており、平成15年はブルセラ病の発生はなく、結核病は平成15年3月に1戸1頭の発生があった。

(イ) 豚関係監視伝染病

豚の疾病では、平成16年3月に、鹿児島県において豚コレラの疑似患畜が確認された。当該事例は、豚コレラワクチン接種歴がないにもかかわらず、病性鑑定でウイルス分離と抗体陽性が確

認された事例であったが、防疫措置としては、専門家の意見も踏まえ、当該農場の豚は疑似患畜として殺処分を実施した。

その他の豚の疾病として、平成15年にはオーエスキー病が、関東の3県で3戸16頭発生した。オーエスキー病の発生は、昭和63年をピーク（59戸9,491頭）に大きく減少したが、発生県数に大きな変化はなく、浸潤地域の拡大はみられていないものの、一部では常在化の傾向にある。

(ウ) 鶏関係監視伝染病

鶏の疾病では、平成16年1月～3月に、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが4戸で発生した。いずれの発生の際にも、発生農場の飼養鶏の全羽殺処分、移動制限区域の設定等のまん延防止措置を講じた。

その他、ニューカッスル病及び家きんサルモネラ感染症については、平成15年は発生がなかった。

(エ) 馬関係監視伝染病

平成15年は、流行性脳炎（日本脳炎）が18年ぶりに発生した。その他、馬伝染性貧血は、平成5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性子宮炎は2戸2頭の発生があった。

(オ) めん山羊監視伝染病

平成15年9月、2年ぶりにスクレイピーの発生があり、昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、32戸62頭の発生となった。

イ 畜産業振興事業等の実施

畜産農家による家畜疾病の発生予防等を効果的に推進することを目的に全国家畜畜産物衛生指導協会等を中心として、自衛防疫強化等に関する事業を行った。

(ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

BSE対策として、農場段階における飼養歴との関連を調査する必要があると認められた牛について検査等を実施した。

ヨーネ病及オーエスキー病の清浄化対策として、検査等の支援を行った。

また、疾病の発生と流行を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢、ニューカッスル病等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

(イ) 家畜防疫互助事業

口蹄疫、豚コレラ等の発生に対応した家畜防疫互助事業を実施した。

(ロ) 馬自衛防疫体制確立推進事業及び生産育成地馬防疫事業

馬自衛防疫体制確立推進事業では、馬の衛生水準の向上を推進するため、抗体検査、防疫技術講習会等を実施した。また、生産育成地馬防疫事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎等のワクチン接種を実施した。

(2) 保健衛生

15年度末における家畜保健衛生所数は全国178か所で、職員数は獣医師職員2,173名、事務系・その他職員304名となっている。

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視体制を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっており、このために迅速かつ的確な検査・診断体制の整備が重要となっている。このため家畜検査の迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の家畜防疫体制、監視体制の強化の促進を図った。

(イ) 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、豚コレラ迅速診断機器等の設置を行った。平成15年度は、18県において酵素抗体測定装置、微量成分分析機器等が設置された。

(ロ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とする遺伝子情報解析診断機器、病理診断画像処理機器等の設置を行った。平成15年度は、10県において遺伝子抽出装置、PCR検査機器等が設置された。

(ハ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット・滅菌機器の整備を行った。平成15年度は、20県において安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器等が設置された。

(ニ) 緊急病性鑑定対応機器

万が一、海外悪性伝染病が日本で発生した場合において、初動防疫を迅速かつ的確に行い、病原体の拡散を最小限に抑止するための機器の整備を行った。平成15年度は、1県において、画像通信機器等が整備された。

(ホ) BSE関連病性鑑定機器・施設

牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に伴い、原則、15年4月1日からの24か月齢以上の死亡牛の

BSE 全頭検査体制を構築するため、31県において採材施設、死亡牛の一時冷蔵保管施設又は検査陽性牛等の焼却施設が設置された。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策の実施に資するため、次の家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

(ア) 「監視・危機管理体制整備対策」

家畜衛生関連情報整備対策で家畜衛生に係る情報の収集及び提供を効率的、円滑に推進するための体制を整備するため、①地域、ブロック及び全国におけるシステム普及検討会の開催、②モニター獣医師等を通じた家畜衛生の情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報の収集・分析等、③都道府県における防疫マップの整備を実施した。診断予防技術向上対策で伝染性疾患の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査・検討を行った。また、この他まん延防止円滑化対策として調整会議の開催及びブロック防疫演習の開催を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図った。動物用医薬品危機管理対策として医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報を収集することにより、医薬品の使用に起因する危害発生を防止するとともに、医薬品の有効性、安全性に反映させるために医薬品の検査、使用実態調査を実施した。

自衛防疫・自主管理強化対策として①豚コレラ撲滅対策、②家畜の移動にともなうヨーネ病等家畜疾病の侵入防止を図る家畜導入情報収集整備対策、③沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のために監視体制の強化を図る沖縄牧野ダニ侵入防止対策、④推進協議会の開催や印刷物等による各種家畜衛生情報の広報による自衛防疫の推進を実施した。

(イ) 「生産性向上対策」

畜産経営における生産性の向上のため慢性疾患及び牛のは育期における疾病を予防するための生産ガイドライン（疾病防除マニュアル等）作成のための調査及び検査を行った。

(ウ) 「畜産物安全性確保対策」

生産現場における畜産物の安全性確保のため①地域一体となった HACCP 方式に基づく畜産物

の生産衛生管理体制の構築を図るための生産衛生管理体制整備、②衛生的な鶏卵の生産体制を推進するためのサルモネラ総合対策指針の検討のために調査・検査を行う鶏卵衛生管理体制整備、③生産現場及び教育現場において動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を検討する動物由来感染症監視体制整備をそれぞれ行った。

ウ 第44回全国家畜保健衛生業績発表会

第44回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月24日、25日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、生産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(3) 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。15年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本・支所・七戸研究施設、千葉県農業共済連で11回開催され、延べ255名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表4のとおりである。

表4 15年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	239	16	255
基本講習会	1	41	2	43
総合講習会	1	38	0	38
特殊講習会	9	160	14	174
鶏疾病	1	28	3	31
豚疾病	1	32	4	36
牛疾病	1	39	4	43
繁殖障害	1	12	0	12
病性鑑定	4	28	0	28
獣医疫学	1	21	3	24
家畜衛生研修会	4	172	3	175
病性鑑定	4	172	3	175
計	15	411	19	430

(4) 獣 医 事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

イ 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

ウ 第55回獣医師国家試験

第55回獣医師国家試験は、平成16年3月4日及び5日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,309名中1,124名（85.9%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置された獣医事審議会について、獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第55回獣医師国家試験の実施、②獣医師国家試験等の受験資格の認定、③獣医師法第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、④獣医師法第16条の2の規定における臨床研修施設の指定等について審議が行われた。

(5) 国際関係

ア 国際会議

第71回国際獣疫事務局（OIE）総会が、平成15年5月にパリの本部で開催され、農林水産副大臣、農林水産副大臣秘書官、衛生課長、衛生課国際衛生対策室長、衛生課係長、独立行政法人農業技術研究機構動物衛生研究所研究員が出席した。平成15年10月にタイで開催されたOIE／FAO－APHCA／DLDが協賛して開催する牛海綿状脳症（BSE）リスク分析ワークショップ、平成15年11月にフランスで開催された第23回国際獣疫事務局（OIE）アジア・極東及びオセアニア地域委員会会議、平成16年2月にタイで開催されたFAO及びOIEによる鳥インフルエンザに係る技術的会議、平成16年3月にスイスで開催された第29回SPS委員会にそれぞれ出席した。

イ 国際事務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各

国に送付した。また、動・畜産物の輸出入に当たり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

ウ 輸出入検疫

牛、豚、馬等の主要動物の輸入頭数については、牛の輸入が最も多く23,168頭であった。肥育用素牛の大幅な増加（159%）に加え、乳用繁殖用も大幅に増加（163%）したことから、対前年比159%となった。豚は、繁殖用158頭の輸入のみで、対前年比54%と大幅に減少した。馬は、牛に次いで輸入頭数が多く4,200頭であった。繁殖用馬のみが対前年比116%と増加したが、乗用、競走用及び肥育用馬は減少したことから、全体としては対前年比90%となった、めん羊については、2頭の輸入であった。初生ひなの輸入は、1,017,916羽と100万羽台に達したものの、対前年比86%であった。その他の動物として注目されたのは、兎の輸入が、10,662羽と大幅に増加し、対前年比271%となった。

主要動物の輸出は馬のみで、繁殖用、乗用及び競走用を合わせて161頭と前年実績を大幅に下回ったことから、対前年比73%となった。

犬・猫等の輸入状況については、犬が16,892頭、対前年比138%と大幅に増加した。また、猫も2,457頭、対前年比107%とやや増加した。狂犬病予防法で規定されたその他の検疫対象動物では、きつねの36頭が輸入されたが、前年実績より減少した。

犬・猫等の輸出状況については、犬が4,825頭、対前年比96%とやや減少した。猫は1,546頭、対前年比99%とほぼ前年並みであった。また、あらいぐま及びスカンクの輸出が計13頭あった。

サルの輸入については3,821頭、対前年比70%と前年に引き続き、大幅に減少した。

畜産物については、肉類の輸入については、牛肉、豚肉、家きん肉が大半を占めており、豚肉が対前年比97%、家きん肉が89%と減少したものの牛肉が対前年比119%と増加したことから、肉類全体では2,357,558トン、対前年比102%とわずかに増加した。骨類の輸入については、骨の輸入が対前年比112%とやや増加し、平成13年10月から動物性加工たん白の輸入一時停止措置をとっていることから、骨粉の輸入もわずかであったが、蹄角粉の輸入が対前年比232%と大幅に増加したことから、全体で60,342トン、対前年比107%とやや増加した。ミール類の輸入については、肉骨粉及び羽毛粉は実績がなく、血粉も185トン、対前年比47%と大幅に減少したことから、ミール類全体で221トン、対前年比48%となった。穀物のわら、飼料用の乾草の輸入については、中国産稲

わらが平成14年4月以降講じられていた輸入停止措置が平成15年1月に解除されたことから、155,629トン、対前年比243%と大幅に増加した。その他、BSEの発生に伴い検査対象としている飼料用・肥料用のその他の動物性加工たん白は903,709トン、対前年比104%とわずかに増加した。こうしたことから、畜産物の輸入検疫数量全体ではほぼ前年並みとなった。

畜産物の輸出数量については、輸出の大半を占める皮類が69,293トン、対前年比103%とわずかに増加し、骨類について214トン、対前年比1,258%、卵類が2,062トン、対前年比225%と大幅に増加した。一方、肉類については、6,631トン、対前年比75%、臓器類については、638トン、対前年比72%、ミール類については5トン、対前年比0.3%と大幅に減少した。こうしたことから、畜産物輸出検疫数量全体では、117,621トン、対前年比105%わずかに増加した。

表5 平成15年の輸出入検疫数量（速報値）

	（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）	
	輸 出	輸 入
牛	—	23,168
豚	—	158
その他偶蹄類	1	38
馬	161	4,200
兎	250	10,662
鶏	2	15
初生ひな	—	1,017,916
犬	4,825	16,892
猫	1,546	2,457
あらいぐま	13	36
きつね		
スカンク		
サル	—	3,821
指定外動物	251,939	245,933
骨類	214	60,342
肉類	6,631	2,357,558
臓器類	638	70,163
卵類	2,062	12,605
皮類	69,293	73,630
毛類	338	7,120
ミール類	5	221
動物性加工たん白	—	903,709
わら等	—	155,629

エ その他

中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため平成15年3月から中国へ、甲虫（Small Hive Beetle）によるみつばちへの被害等の調査のため平成15年5月にオーストラリアへ、英国における家畜衛生事情調査のため平成15年6月に英国へ、カナダにおけるBSEに係る家畜衛生事情

調査のため平成15年5月にカナダへ、アメリカにおけるBSEに係る家畜衛生事情調査のため平成15年6月に米国へ、カナダにおけるBSE発生に関する現地調査のため平成15年6月にカナダへ、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため平成15年6月に中国へ、英国及びオランダから購入する口蹄疫予防液の製造・検定の立会調査のため、平成15年6月に英国及びオランダへ、中国における鳥インフルエンザの清浄性確認調査のため平成15年8月に中国へ、米国農務省牛肉原産地識別プログラムに関する現地調査のため平成15年8月にアメリカへ、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため平成15年9月に中国へ、国際獣疫事務局（OIE）及び欧州連合におけるBSEに関する意見交換のため平成15年9月にフランス及びベルギーへ、ベルギーにおける家畜衛生事情調査のため平成15年9月にベルギーへ、韓国における家畜衛生事情調査のため平成15年10月に韓国へ、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため平成15年12月に中国へ、国際獣疫事務局（OIE）及び欧州連合におけるBSEに関する意見交換のため平成15年11月にフランス、スイス、及びベルギーへ、東南アジア口蹄疫防疫キャンペーン（SEAFMD）に係る国際獣疫事務局（OIE）・ASEAN 中間調査チームへの参画のため平成15年11月にフィリピン、タイ及びカンボジアへ、台湾におけるサルの輸出検査施設の調査及び衛生事情調査のため平成16年1月に台湾へ、米国及びカナダにおけるBSEに係る家畜衛生事情調査のため平成16年1月にアメリカ及びカナダへ、タイにおける家きん疾病会合のため平成16年1月にタイへ、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため平成16年3月に中国へ、加熱処理家きん肉等の輸出再開に向けた取り組みへの支援のため平成16年2月にタイへ、タイ産加熱処理鶏肉加工品等の施設調査のため平成16年3月にタイへ、中国産家きん肉等の加熱処理施設の調査のため平成16年3月に中国へ、口蹄疫不活化濃縮抗原の製造・検定の立会調査のため平成16年3月に英国へそれぞれ専門家を派遣した。

第3節 消費者の安心・信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

このため、平成11年には、急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、消費者への情報提供を強化する観点から農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、それまで個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食料品を品質表示基準の対象として、原産地表示などを義務付けたところである。

また、平成14年には、食品の不正表示事件が多発したことを踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、JAS法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じたところである。

(2) 監視体制の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、監視体制の強化を図るため、農林水産省の組織改編の一環として、約2,000人の食品表示の監視を担当する職員を地方農政局及び地方農政事務所等に配置するなど、表示の監視担当部門を大幅に強化したところである。

具体的には、これら地方農政局等の職員により、①日常的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導を行うほか、②社会的ニーズを踏まえて選定した特定の品目（うなぎ加工品、15年産新米等）を対象に、表示の根拠の確認を含む徹底的な監視・指導を行うほか、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た食品表示に対する恒常的・日常的な監視体制を強化するとともに、DNA分析による品種判別技術など科学的な検証技術を活用した、食品表示の真正性の確認を行った。

(3) わかりやすい食品表示を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS

法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般についての調査審議を行い、下記のような成果を得た。

ア 期限表示の用語・定義の統一

同一の意味でありながら2つの用語が規定されていた、期限表示の用語（「賞味期限」（JAS法）と「品質保持期限」（食品衛生法））を「賞味期限」に統一した。

イ 加工食品の原料原産地表示の品目横断的ルール化
産地を強調して表示する場合のルールや原料原産地表示が義務づけられる加工食品の要件等について、報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」を平成15年8月に公表した。この報告書に基づき、原料原産地表示を義務づけるべき具体的な加工食品の品目について選定した。

また、相談窓口の一元化及び食品の表示制度を一覧できるように分かりやすいパンフレットやQ&Aの作成等、わかりやすく信頼される食品表示を実現するための取組に着手した。

(4) その他の取組

このほか、以下のとおり食品の表示・規格対策の充実・強化を図った。

ア 有機JAS制度の普及の促進

有機JAS制度の普及・定着を図るとともに、制度の信頼性を確保するため、生産者を対象とした実地講習会の開催、検査員を対象とした実地研修会、消費者を対象としたシンポジウムの開催等を行った。

イ 特別栽培農産物新表示ガイドラインの普及の促進

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが平成15年5月に大幅に改正されたことから、新ガイドラインに基づく生産の方法や表示の方法について、生産者、流通業者、消費者等関係者に普及・定着を図る必要があることから、これら関係者を対象としたシンポジウムの開催、新制度を説明したパンフレットの作成・配布を行った。

ウ 生産情報公表JAS規格の制定

消費者の「食」に対する信頼回復を図るため、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備する一環として、食品の生産情報を記録・保管し消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する「生産情報公表JAS規格」を、国民の関心が特に高く牛の個体管理の体制が整備されている牛肉について制定し、15年12月1日から施行した。

2 トレーサビリティシステムの導入・普及

原材料調達の広域化や供給過程の複雑化等が進展する中で、食品事故等が発生した際の被害を最小限に食い止める観点から、食品事業者のトレーサビリティシステムの導入ニーズが高まっている。さらに、BSEの発生や偽装表示事件等により、消費者の食品に対する信頼が揺らぐなかで、生産・流通の履歴等がはっきりとした、安心できる食品を購入したいという消費者ニーズが高まっている。

このため、生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティシステムの導入を推進した。

(1) 牛 肉

BSE（牛伝達性海綿状脳症）のまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図ることを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)（以下「法」という。）が平成15年6月に成立・公布された。

法に基づく制度は、平成15年7月1日の組織再編により、消費・安全局が所管することとなった。制度の担当として衛生管理課に牛トレーサビリティ監視班が設置された。

また、地方農政局、地方農政局の所掌事務の一部を分掌する地方農政事務所、北海道農政事務所に設置された安全管理課、並びに沖縄総合事務局に設置された消費・安全課に制度を担当する係が配置されるとともに、地方農政局及び地方農政事務所の地域課にも担当係が配置された。

同時に、牛個体識別台帳の作成等が業務として位置付けられた独立行政法人家畜改良センターに、個体識別部が設置された。

平成15年12月1日の生産・と畜段階の措置の法施行に向けては、「牛トレーサビリティ制度実施の手引き（生産・と畜段階）」を作成するとともに、制度の説明会を全国で開催し、牛を飼養する管理者をはじめ、各段階の関係者・関係団体等に対し周知徹底を図った。

また、情報を管理する独立行政法人家畜改良センターと地方農政局及び地方農政事務所を結ぶネットワークシステムを構築し、届け出られた内容のチェックや管理者に対する指導等を実施するのに必要なデータの取得を可能とする体制を整備した。さらに、法の施行の際に現に存する牛（既存牛）については、法に基づ

く届出に際し、約13万戸の管理者に飼養していることとなっている牛のリストを配布して、届け出られている情報のチェックを行った。

平成16年12月1日の流通段階の措置の施行に向けては、食肉販売業者の対応をまとめた冊子の作成・配布、特定料理提供業者への資料の直送及びアンケート調査を実施した。

また、牛肉の流通段階においては、DNA 鑑定技術を用いて個体識別番号が適正に伝達されていることを調査することとなっていることから、サンプル管理システムの開発、採取マニュアルの作成等を行うためのサンプル採取等の試験実施を行った。

(2) 牛肉以外の食品全般

牛肉以外の食品全般のトレーサビリティシステムについては、農業者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性や流通実態に応じたシステムを開発・導入するため、食品トレーサビリティの構築に向けた考え方の公表(平成16年3月)、青果物ガイドライン、外食産業ガイドラインの作成（平成16年3月）やセミナーの開催など、消費者・生産者・事業者などの関係者の理解を深めるための取組を行うとともに、食品の種類ごとにその食品特性や流通の実態に合ったシステム・方法の開発やシステムを導入するためのデータベースづくり、情報関連機器の整備などの支援を行った。

3 食育の推進

現在の我が国の食生活は、海外からの食料輸入の増大に加え、食の外部化や生活様式の多様化が進展し、飽食とも言われるほど豊かなものになっている中で、脂質の摂り過ぎ等の栄養バランスの偏りや、食料資源の浪費等の諸問題が顕在化している。

このため、農林水産省においては、健康・栄養面では厚生省(当時)、また、子どもたちへの食に関する指導の面では文部省(当時)と共同して、栄養バランスの改善や食生活面での無駄・廃棄の減少を含めた10項目からなる食生活指針を平成12年3月に策定した。さらに、この指針の推進につき閣議決定がなされ、関係府省一体となって取り組むこととされた。

また、平成13年のBSE問題及びその後相次いで生じた食品の偽装表示問題等を契機に、国民の食に対する不信感が生じた。このような背景を受け、国民一人一人が食について自ら考え、判断する能力を養うための「食育」の推進が重要となっている。

このような背景を踏まえ、平成15年度から、これまで取り組んできた様々な事業を整理・統合し、食育の

推進に向けた一体的な取組を推進している。

更に、農林水産省では、平成15年1月から毎年1月を「食を考える月間」とし、消費者をはじめ食品産業関係者、生産者など様々な国民の参加の下に、「食」の安全・安心や望ましい食生活のあり方などについて改めて考えるため、「ニッポン食育フェア」、「食を考える国民フォーラム」等全国的な催しの開催や、地域単位で「食」を考えるためのイベント等の開催、各種広報活動など広範な取組を集中的に実施した。

(1) 食育促進全国活動推進事業

「食を考える国民会議」及び「食と農の応援団」を中心とした食育推進母体の整備、一般消費者、子ども、高齢者・障害者など対象特性に応じた普及啓発資材等の作成・配布、食育の推進に関するシンポジウム（「食を考える国民フォーラム」）や食育に関する総合展示会（「ニッポン食育フェア」）の開催、食育の推進にかかるコンクール等に対する支援を行った。また、多様な食育の推進方法を開発するため、大学等の研究者を中心としたプロジェクトチームによる食育の推進方策に関する実証的な研究活動に対する支援、民間団体が独自に行う食育活動に対する支援等を行った。

(2) 食育実践地域活動支援事業

地域における食育推進ボランティアを育成し、ボランティアが行う食育推進活動に対する支援や地域の特性を活かした食育の実践に対する支援を行った。また、消費者と生産者との地産地消交流会を開催するとともに、学校給食等において地域産物を活用した食育を促進するための取組等を行った。

4 植物検疫対策

(1) 病虫害防除

ア 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として全都道府県において発生予察事業が実施された。また、農林水産省でも全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計9回発表した。

平成15年度の水稲の病虫害発生状況についてみると、病害では、北日本を中心とした6月下旬から7月末までの低温・日照不足、8月中下旬のぐずついた天候により、いもち病の好適な発生条件となったことから、東北地方を中心に平年以上に多くの地域でいもち病が発生した。特に著しい低温、日照不足となった東北の太平洋側では、①いもち病の感染しやすい条件が長期にわたり継続したことや、②生育不良で稲が軟弱となったこと、③長期にわたる降雨のため、適期防除が進まなかったこと等から、大き

な被害となった。いもち病に関する警報は5件（前年度は0件）、注意報は26都府県から延べ34件（前年度は13県から延べ17件）発表された。しかし、いもち病の大発生がみられた平成5年度において、警報が30府県で延べ31件、注意報が45都府県で延べ73件発表されていたことと比較すれば、平成5年度ほどの全国的な大発生とはならなかった。

害虫では、ウンカ類の初飛来が5月上旬に九州北部地方で確認され、続いて6月中旬に九州、中国、四国、近畿、東海及び関東南部地方で飛来が確認された。その後、6月23日前後から6月下旬にかけて、西日本を中心に数次にわたり確認され、7月10日前後には梅雨前線が北上し南西の風が強まったことから飛来が促され、九州から東北にかけて広域に飛来が確認された。このため、ここ数年みられなかった注意報も2件発表され、平成10年以来の多発生となった。また、ウンカ類同様にコブノメイガも6月下旬から7月上旬にかけて九州北部地域で飛来が確認され7月中下旬には、四国及び近畿地域の一部で多量の飛来が確認され、注意報が11件発表された。一方、後期害虫である斑点米カメムシ類については、6月末から早期水稻周辺の雑草地で発生量が多くなり始め、7月上旬から注意報が発表され始めた。8月末までの間に警報1件（前年度は1件）、注意報は15道府県から延べ18件（前年度は29都道府県から延べ34件）発表されたが、ここ数年の発生量には至らなかった。

その他作物では、麦類の赤かび病が、開花期、出穂期を迎えた4月中下旬に高温、湿潤となった地域で注意報が12件発表され防除が呼びかけられたが、防除適期に降雨が続いた地域では、本病による被害が目立った。大豆においては、ハスモンヨトウが、西日本を中心に発生量が高まり、7月下旬以降注意報が11件発表された。

果樹の病害については、梅雨明け以降、低温、日照不足、長雨の影響により、なし黒星病、ぶどうべと病、もも灰星病の発生が東海以西の地域で多く見られた。害虫では、14年末から15年3月の間に見られた低温のため、果樹カメムシ類の越冬量は全国的に少なかったが、関東及び東海地域で発生が多くみられ、越冬成虫に対する注意報が6件発表された。また、当年世代成虫について、9月以降九州地域で発生が多く見られ、注意報が2件発表された。

野菜及び花きでは、大豆同様、ハスモンヨトウに関して注意報が11件発表された。

病虫害の発生、防除状況は表6のとおりである。

表6 病害虫発生状況及び防除状況（平成15年度実績）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概 評
(イネ)			
葉いもち	565	1,680	関東、東海、中国の一部で多。
穂いもち	576	2,071	全国的にやや多。東北及び中国の一部で多。
もみ枯細菌病	22	187	発生少。
ニカメイガ	141	623	平年並。
セジロウンカ	847	1,332	関東～九州でやや多。
トビイロウンカ	68	902	中国、四国の一部でやや多。
斑点米カメムシ類	483	1,872	平年並。
コブノメイガ	190	588	全国的にやや多～多。
イネミズゾウムシ	735	898	平年並以下。
(ムギ類)			
赤かび病	86	549	北陸、東海、中国、四国及び九州の一部でやや多。
雪腐病類	51	84	発生少。
(ダイズ)			
吸実性カメムシ類	37	98	平年並。
ハスモンヨトウ	42	79	東海以西でやや多。
(カンキツ類)			
黒点病	64	270	関東、東海、四国、九州の一部でやや多。
かいよう病	17	64	中国、四国、九州の一部でやや多。
(リンゴ)			
モニリア病	1	63	平年並。
斑点落葉病	20	289	東北の一部平年並。
腐らん病	8	56	東北でやや多。
(ナシ)			
黒斑病	2	46	平年並。
黒星病	4	145	北陸、東海、中国の一部でやや多。
(モモ)			
灰星病	1	44	甲信以西でやや多。
(ブドウ)			
べと病	6	71	東海、九州の一部でやや多。
(果樹共通)			
カメムシ類	15	96	平年並。
(野菜共通)			
疫病	2	28	トマトの夏秋作でやや多。
灰色かび病	8	64	トマトでやや多。
アブラムシ類	34	234	平年並。
ハダニ類	12	67	平年並以下。
ハスモンヨトウ	5	39	東海以西でやや多。

イ 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、植物防疫事業の多様化、その技術の高度化等に対応するため、昭和60年度以降、1県1所を目途とした統合整備を推進し、組織体制の強化を図るとともに、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地では病害虫防除員を設置し、病害虫の発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設置、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

ウ 農林水産航空事業

平成15年度における農業関係の空中散布面積は、水稻防除45万2千ha、果樹防除431ha、畑作物防除6千ha、畜産関係5千ha、ミバエ類等防除244万7千ha、計290万9千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は25万5千haで、関係農家数は約28万7千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除8万haと野そ駆除8万6千haが主であり、計16万6千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として56万3千haであった。

エ 総合的な防除体系の確立・推進

病害虫防除における環境負荷を低減し、安心・安全な農作物の供給体制を確立するため、天敵・フェロモン等の利用や静電散布技術等の新たな技術を用いた防除技術体系の確立及び臭化メチルによる土壌病害虫防除の代替技術の開発、普及等を推進した。

また、適時適切な病害虫防除を推進するため、発生予察技術の高度化を図るとともに、都道府県が病害虫防除に関する基本理念及び基本方針を策定・公表し、地域の合意による病害虫防除を推進する体制整備を促進した。

オ 鳥獣害による農作物被害

平成14年度における鳥獣による農作物被害面積及び被害金額は、鳥類ではカラス、スズメ、ハト等により7万4千ha、92億5千9百万円に及び、イネ、果樹等の作物を中心に大きな被害を与えた。また、獣類では中山間地域を中心に、被害面積が7万ha、被害金額が120億6千万円に及び、特にシカによる飼料作物、畑作物等への被害が多く、次いで、イノシシ、サルによるイネ、果樹等への被害が多かった。

(2) 植 物 検 疫

ア 輸入検疫

平成15年においては、栽植用苗・球根9億個、種

子2万6千t、切り花17億本、生果実176万t、野菜107万t、穀類・豆類3,288万t、木材1,270万m³、その他雑品等867万tについて、輸入検疫を実施した。

イ 輸出検疫

平成15年においては、栽植用苗・球根約1,392万個、種子約2,490t、切り花約134万本、生果実18,775t、野菜約6,184t、穀類・豆類約32万t、木材約27,000m³、その他雑品約19,647tについて、輸出検疫を実施した。

ウ 国内検疫

平成15年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか8県において原種及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

エ 緊急防除

植物防疫法(昭和25年法律第151号)における緊急防除の規定に基づき、鹿児島県熊毛郡屋久町(屋久島)において発生したイモゾウムシを対象に防除区域を指定し、撲滅に向けて徹底した防除を実施した。(平成14年度に一部地域で根絶を確認済み。)

(3) 国 際 関 係

ア 国際会議

平成15年4月にローマで開催された、第5回ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)に出席した。この暫定委員会では、「植物検疫措置としての放射線処理の使用ガイドライン」、「木材梱包材の規制のためのガイドライン」及び「規制検疫有害動植物リストに関するガイドライン」等が採択され、国際基準として成立した。4月ローマにて開催されたICPM第1回紛争解決に関する補助機関会合、7月ローマにて開催されたIPPC(国際植物防疫条約)国際基準設定プロセスに関するフォーカスグループ作業部会、8月クアラルンプールにて開催された第23回APPPC(アジア太平洋地域植物防疫委員会)会合、9月ブルージュにて開催されたIPPC植物検疫措置の同等性のガイドラインに関する作業部会、平成16年2月にローマで開催された第1回国際森林検疫研究グループ会合、スイスで開かれたWHO/SPS委員会にそれぞれ出席した。

イ りんご火傷病パネル対応

平成14年6月にWTOパネルが設置されてから、紛争解決の手續に関する了解（DSU）に従い審議が進められていたが、平成15年7月15日に米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に整合していないとのパネル報告が公表された。我が国はこの報告を不服とし上級委員会に申立てを行ったが、平成15年12月10日にWTO紛争解決機関から、米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置をSPS協定に整合させるよう勧告を受けた。平成16年1月30日には、我が国は米国との協議でWTO勧告実施の「妥当な期間」を6月30日までとすることで合意した。これを受けて、新たな植物検疫措置について協議すべく、3月4日～5日に第1回日米技術協議を行った。